

### 3. 未利用地等の有効活用について

#### 1. 概要

補助金等により取得した財産（不動産及びその従物）は、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律により、耐用年数が経過するか又は補助金の返還を行わなければ原則として目的外での使用を含む貸し付けや廃棄等の処分ができない。しかし、処分を承認した方が財産の有効活用となる場合があるため、会計課通達により個別事例ごとに判断を行い処分の承認を行っている。

#### 2. 政策的意義

補助金等により取得した財産については、当該補助金等の交付対象である事業に供することを原則としている。一方、社会経済情勢の変化や補助事業者自身における事情の変更によって、取得財産の補助金等の交付目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、又は取り壊し、廃棄をすることについて承認をした方が補助金等の交付目的に資する、又は財産の有効活用に寄与すると認められる場合があるため、一定の基準の下特例として認めることとしている。

#### 3. 現状における問題点

工業用水の需要が漸減し、施設能力と水需要の乖離が拡大してきているため、今後、施設のダウンサイジングや有休地の有効活用等を検討する工業用水道事業者も出てくると考えられる。この場合、補助金により取得した財産の処分承認申請が必要となるが、現在の会計課通達は、具体的な承認基準や国庫納付額の算定方法などがわかりにくいものとなっており、承認の可否や補助金返還の有無又は額が予見できないため、積極的な検討が進んでいないものと考えられる。

#### 4. 今後の施策の方向性

財産処分の承認制度を最大限に活用し、処分制限財産の有効活用を促進するため、今までわかりにくかった承認基準や国庫納付額の算定方法を明確化するべく、財産処分の過去の承認事例を基にした手引書を作成し、これを各事業者に周知することとする。

## **補助金で取得した財産の処分について**

### **【概要】**

補助金等により取得した財産については、当該補助金等の交付対象である事業に供することを原則としている。

一方、社会経済情勢の変化や補助事業者自身における事情の変更によって、取得財産の補助金等の交付目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、又は取り壊し、廃棄をすることについて、承認をした方が補助金等の交付目的に資する、又は財産の有効活用に寄与すると認められる場合がある。この承認基準等については、大臣官房会計課通達「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に定められており、現在、これを判断基準として、個別の事例について判断が行われている。

なお、財産処分の申請について承認をする場合、国庫納付条件を付さなければならないとしている。

### **【財産処分に該当しない場合について】**

業務時間外や休日等を利用して補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で一時的に転用する場合や、補助目的たる事業を遂行するために必要な、処分制限財産の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合など、補助金等の交付の目的に反しない使用として財産処分には該当せず、本取扱いに定める手続を経ることを要しないこととしている。

### **【国庫納付額の算定について】**

1. 有償譲渡また有償貸付けに係る国庫納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額又は貸付額に補助率を乗じて得た額。
2. 転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊しまたは廃棄の場合の国庫納付額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
3. 担保に供する処分における担保権実行時の国庫納付額は、上記1.における有償譲渡の場合と同じ額。

### **【特例について】**

1. 報告書の提出をもって、承認を受けたものとみなす。国庫納付は求めない場合
  - ①地方公共団体が行う財産処分の場合次のいずれかに該当するもの。
    - ・少子高齢化、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、処分制限財産の使用開始の日からの経過年数が10年以上である財産処分（有償譲渡及び有償貸付けを除く。）。

- ・経過年数が10年未満である財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に従って行われるもの（有償譲渡及び有償貸付けを除く。）。

②災害又は火災（補助事業者等の責めに帰することのできない事由による場合に限る。）により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄。

## 2. 国庫納付条件を付さないことができる場合

地方公共団体が行う財産処分であって、次のいずれかに該当するもの。

- ・道路の拡張整備その他の補助事業者等の責めに帰することのできない事由によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）。
- ・老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等。
- ・経過年数が10年未満である財産処分のうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴って行う財産処分であって、大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付けを除く。）。

平成 16・06・10 会課第 5 号  
平成 16 年 6 月 10 日  
大臣官房会計課  
改正：平成 18 年 7 月 3 日  
改正：平成 20 年 6 月 6 日  
改正：平成 21 年 3 月 19 日  
改正：平成 22 年 4 月 28 日

補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて

## 1. 基本的考え方

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 22 条の趣旨を勘案すれば、補助金等により取得した財産のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「補助金適正化法施行令」という。）第 13 条に定める財産（以下「処分制限財産」という。）については、当該補助金等の交付の対象となる事務又は事業（以下「補助事業等」という。）に供することが原則であり、その処分については慎重な対応を要する。
- (2) しかしながら、社会経済情勢の変化や補助事業者等自身における事情の変更により、処分制限財産の補助金等の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分その他の処分（以下「財産処分」という。）をすることについて、補助金適正化法第 22 条の承認をした方が補助金等の交付目的に資する、又は処分制限財産の有効活用に寄与すると認められる場合がある。このため、財産処分について、経済産業大臣（補助金適正化法第 26 条の規定により事務を委任されている者を含む。以下「大臣等」という。）が補助金適正化法第 22 条の承認をするための基準等の取扱いを定めることとする。

## 2. 財産処分の定義

- (1) 本取扱いで定める財産処分の定義は、以下のとおりである。

転用：処分制限財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：処分制限財産の所有者の変更。

交換：処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換。

貸付け：処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

担保に供する処分：処分制限財産に対する抵当権その他の担保権の設定。

取壊し：処分制限財産（施設（土地を含む。以下同じ。）に限る。）の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：処分制限財産（設備に限る。）の使用を止め、廃棄処分すること。

（２）なお、次に掲げる場合その他これらに準ずる場合には、補助金等の交付の目的に反しない使用として財産処分には該当せず、本取扱いに定める手続を経ることを要しないこととする。

- ① 業務時間外や休日等を利用して補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で一時的に転用する場合、又は処分制限財産（施設に限る。）の一部（施設延べ床面積の概ね10%を超えない範囲。ただし、150平方メートルを上限とする。）について付帯設備の設置を行う場合その他当該転用が極めて軽微であると認められる場合。
- ② 補助目的たる事業を遂行するために必要な、処分制限財産の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合。
- ③ 技術開発補助金等における処分制限財産について、当該補助事業等の成果の全部又は一部を商品化するために必要な技術開発（試作品をもとに需要者の意見等を踏まえて商品化に向けた改良を行う等、本格的に商業ベースでの生産を行う段階に入る直前までの段階を含む。）、又は当該補助金等の交付決定の対象となった事業の目的を達成するために必要と認められる関連技術の開発（基礎研究、応用研究、実用化研究等のいかなる段階にあるかを問わない。）に使用する場合。

### 3. 財産処分の承認の基準について

（１）補助事業者等からの財産処分の申請について補助金適正化法第22条の承認をする場合には、本取扱い4. で定める金額を国庫に納付する旨の条件（以下「国庫納付条件」という。）を付さなければならない。

（２）ただし、大臣等が適当であると個別に認める場合<sup>\*1</sup>には、国庫納付条件に代えて、又は国庫納付条件と併せて、処分制限期間中に新たな財産処分を行う場合に交付要綱に基づき大臣等の承認を得る旨の条件（以下「再処分条件」という。）を付すことができる。

※<sup>1</sup> 「大臣等が適当であると個別に認める場合」としては、国庫納付条件に代えて再処分条件を付すものとして補助目的たる事業を第三者に遂行させるための譲渡等が、国庫納付条件と併せて再処分条件を付すものとして一時的な有償貸付け等が、考えられる。

(3) 担保に供する処分の申請については、次のいずれかに該当する場合に限り、担保権実行時に国庫納付する旨の条件を付して承認することとする。

① 申請に係る処分制限財産を取得し、又はその効用を増加させるために必要な資金を調達する場合（補助金等の交付の決定（又は計画変更の承認）において個別に認めるものに限る。）。

② 資金繰りの悪化等により補助目的たる事業の継続が困難であると認められる場合。

#### 4. 国庫納付額の算定について

国庫納付条件に定める国庫納付額は、以下のとおりとする。

(1) 有償譲渡又は有償貸付けに係る国庫納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額又は貸付額（ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

(2) 転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄の場合の国庫納付額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。

(3) 担保に供する処分における担保権実行時の国庫納付額は、4. (1) における有償譲渡の場合と同じ額とする。

#### 5. 承認申請等の特例について

(1) 次に掲げる財産処分に該当する場合には、財産処分の承認申請手続きにかかわらず、別紙様式（以下「報告書」という。）を大臣等に提出することによって、補助金適正化法第22条の承認を受けたものとみなし、国庫納付は求めないこ

ととする。ただし、報告書において記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りでない。

また、大臣等は必要に応じて、報告書により承認とみなした財産の活用状況について補助事業者等から報告を受け、又は確認をすることができる。

① 地方公共団体が行う財産処分であって、次のいずれかに該当するもの。

a. 少子高齢化、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、処分制限財産の使用開始の日からの経過年数（以下単に「経過年数」という。）が10年以上である財産処分（有償譲渡及び有償貸付けを除く。）。

b. 経過年数が10年未満である財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に従って行われるもの（有償譲渡及び有償貸付けを除く。）。

② 災害又は火災（補助事業者等の責めに帰することのできない事由による場合に限る。）により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）。

(2) 次に掲げる財産処分の承認に当たっては、本取扱いで定める国庫納付条件を付さないことができる。

① 地方公共団体が行う財産処分であって、次のいずれかに該当するもの。

a. 道路の拡張整備その他の補助事業者等の責めに帰することのできない事由によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）。

b. 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等。

c. 経過年数が10年未満である財産処分のうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴って行う財産処分であって、大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付けを除く。）。

② 地方公共団体以外の者が行う財産処分であって、次のいずれかに該当するもの。

a. 5. (2) ① a. 又は b. に該当する財産処分。

b. 社会経済情勢の変化等により処分制限財産を維持する意義が乏しくなった、又は補助事業者等の資金繰りの悪化等により処分制限財産を維持管理することが困難になったと認められる場合の取壊し等。

c. 経過年数が10年以上である財産処分であって、次のいずれかに該当するもの。

(ア) 国又は地方公共団体の補助事業又は委託事業（これらの事業と関連する事業を含む。）その他公益性の高い事業として大臣等が適当であると個別に認めるものに使用するための財産処分（有償譲渡及び有償貸付けを除く。）。

(イ) 国又は地方公共団体に対して行う無償譲渡又は無償貸付け。

d. 経過年数が10年未満である財産処分であって、5 (2) ② c. (ア) 又は (イ) に該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策（合併市町村基本計画に基づくものを含む。）に伴うものであって、大臣等が適当であると個別に認めるもの。（有償譲渡及び有償貸付けを除く。）

e. 中小企業者<sup>※2</sup>が研究開発を主たる目的とする補助事業等の成果を活用して実施する事業に使用するために行う処分制限財産（設備に限る。）の転用（補助金適正化法第22条の承認に再処分条件を付す場合に限る。）。

※2 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

(ア) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業<sup>(注)</sup>が所有している中小企業者。

(イ) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

<sup>(注)</sup> 「大企業」とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、次にいずれかに該当する者を除く。

i) 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号。）に規定する中小企業投資育成株式会社

ii) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号。）に規定する投資事業有限責任組合



iii) 学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に定める大学

(3) 地域再生法（平成17年法律第24号）第21条の規定により、補助金適正化法第22条の承認を受けたものとみなされた財産処分については、本取扱いに定める承認その他財産処分に係る手続を要しない。

別紙様式

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿

[地方公共団体の場合] 都道府県知事又は市町村長名  
[地方公共団体以外の者の場合] 補助事業者名

### 財産処分報告書

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分について報告します。

#### 1. 処分の内容

①補助事業名及び交付年度

②処分する財産名等

③処分内容及び処分予定日

④「5. 承認申請等の特例について」の該当項目（番号を○で囲む。）

地方公共団体 → 5. (1) ① a. 5. (1) ① b. 5. (1) ②

地方公共団体以外 → 5. (1) ②

#### 2. 処分理由

#### 3. その他参考資料

※処分理由を補足する参考資料等がある場合には、その名称を記載し、添付のこと。

〈記載要領〉

1. 「処分する財産名等」欄：取得財産等管理台帳の区分に基づく（区分・財産名・規格・数量・単価・金額・取得年月日・耐用年数・保管場所・補助率）及び使用開始の日を記入する。
2. 「処分内容及び処分予定日」欄：財産処分の種類（転用、譲渡、交換、貸付け等）、処分先及び処分の予定日を記入する。
3. 「処分理由」欄：財産処分する理由について、5.（1）との関連が明確に分かるように記入する。